

01 / ウェブアクセシビリティとは

ウェブアクセシビリティってなに？

利用者の**障害の有無**やその**程度**、
年齢や**利用環境**にかかわらず、
ウェブで提供されている情報やサービスを
利用できること、またはその**到達度**

参照：ウェブアクセシビリティ 導入ガイドブック

アクセシビリティが
高い状態とは？

利用環境や状況、障害の有無に関係なく
サービスやコンテンツを利用できること

||

『誰でもやりたいことができる』

利用者(Utilization)と利用環境の多様化

利用者の環境は多種多様ですが、どんな時にでもやりたいことができることを
目指しましょう。



手を怪我した



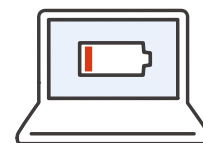
視力が落ちた・
眼鏡が壊れた



周りが騒がしくて聞こえない



スマホで読みにくい



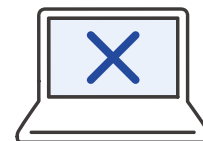
パソコンが使えない



イヤホンを忘れて
音が出せない



ボタンが押せない・
押しにくい



そもそもデバイス・OSが
対応していない



通信速度が遅く
画面が表示されない

どういうことが求められる？

知覚可能

- 文字が見えて、読める
- 形が認識できる
- 画像の代わりにテキストがある
- スクリーンリーダーで聞ける
- 点字ディスプレイを介して読める
- 字幕がある

操作可能

- 操作がマウスに限定されない
- 操作がジェスチャーに限定されない
- 操作中に邪魔が入らない
- ブラウザやOSの機能を活用できる

理解可能

- 入力内容や入力エラーが明確
- 動きが予測できる
- 言語が明確
- 難解な言葉に解説がある

堅牢

- ユーザエージェントが正しくHTMLを解釈できる
- ブラウザが進化してもページが壊れない

取り組みが増えている理由

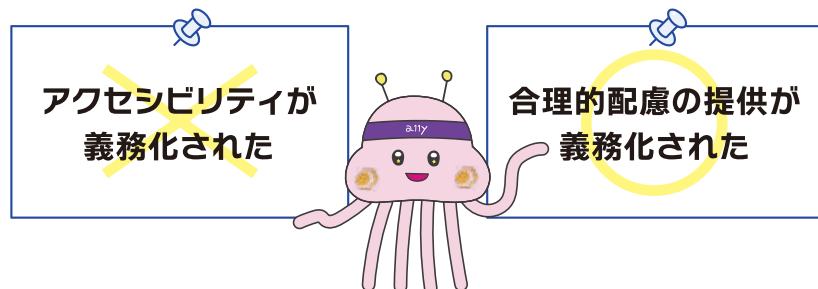
障害者差別解消法が改正され、2024（令和6）年4月に施行されました。その改正で、民間事業者に対しても合理的配慮の提供が義務化されたのをきっかけに取り組みが増えています。

	国の行政機関等	地方公共団体	民間事業者
障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止	義務	義務	義務
環境の整備 （事前的改善措置）	努力義務	努力義務	努力義務
合理的配慮の提供	義務	義務	努力義務 ↓ 義務

アクセシビリティは「環境の整備」

ここで重要なポイントはウェブサイトのアクセシビリティ対応が義務化されたわけではないということです。アクセシビリティは環境の整備として位置づけられています。

また、行政、地方公共団体に対しては、この改正以前から合理的配慮の提供が義務とされています。



合理的配慮の提供とは



事業者側には過重な負担とならない範囲で、**必要かつ合理的な配慮を提供することが、**
ウェブサイトを運営する組織が民間の事業者であっても求められる

アクセシビリティ・環境の整備が効果的な理由



ウェブサイトの通販フォームを使って、視覚に障害のあるAさんが買い物をしようとしたが、他の人と同じように利用することができなかった。

Aさんからの要望について、Aさんと企業が話し合い、

- Aさんが希望する時間にスタッフが出向いて操作の補助を行う
- Aさんが自由に操作できるよう、通販フォームを改修する

のどちらかの対応策を検討することになりました。

視覚に障害のあるユーザーはAさんだけではありません。サポートするスタッフを都度準備することになり、人的リソースの確保やコスト負担が必要になります。

問題を発生させているフォームを改修し、誰もが自由に操作できるように環境の整備をすれば個別対応が必要な場面が少なくなります。

ユーザーにとっても、企業にとっても、費用対効果も高く、抜本的な解決に繋がります。

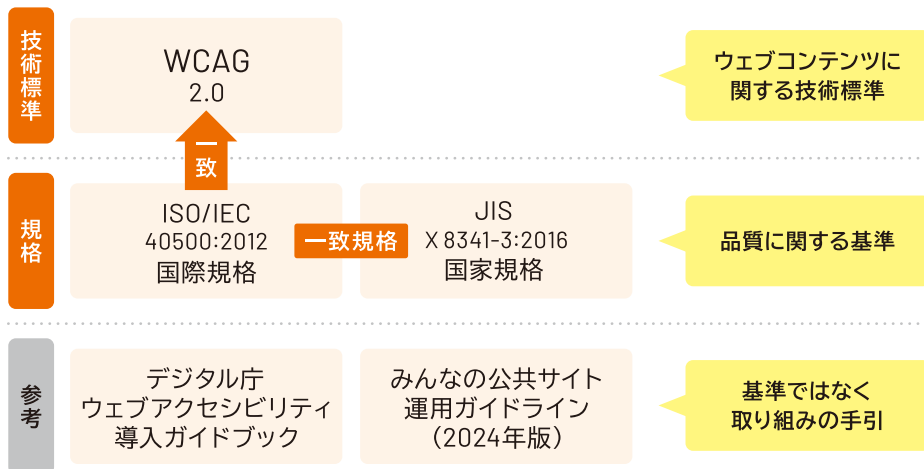
そもそもウェブサイトをアクセシブルにするという

「環境の整備」が

結果として多くのユーザーに効果的！

02 / 規格・法令など

技術標準・規格の違い

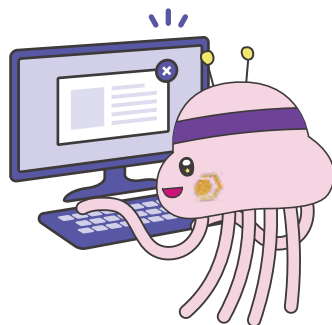


Web Content Accessibility Guidelines (WCAG) は、ウェブ技術の標準化の推進と普及を目的とする国際的な団体、The World Wide Web Consortium (W3C)が作成しているウェブコンテンツに関する技術標準です。

その技術標準と一致した内容を持つ規格がISO/IEC40500:2012です。さらにそれをもとに規定されているJISという関係性になっています。

これらの仕様や規格だけでウェブサイトを作成し、適切に運用していくことは難しいため、総務省やデジタル庁がガイドラインを公開しています。

アクセシビリティに取り組む上でこれらのドキュメントを適切に参照、利用していくことが重要です。



関連法令

国・地域	法律・条約	概要
日本	障害者基本法	障害者基本法は、障害者の社会参加を促進し、障害者の権利を保護することを目的とした法律。
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)	障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止、環境の整備、合理的配慮の提供の3点を柱とする。ウェブサイトのアクセシビリティの整備は、環境の整備に該当する。
	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法	すべての障害者が必要な情報を十分に得られること、利用できること、円滑なコミュニケーションを図るようにできることを目的としたものの。
国際条約	障害者の権利に関する条約	障害者の権利に関する条約は、障害者の人権など権利の実現のための措置等を規定した国際条約で、法的拘束力を持つ。 日本は2014年に批准。
アメリカ合衆国	障害を持つアメリカ人法 Americans with Disabilities Act	障害者の差別禁止と、障害をもつ人、もたない人どちらも同じように生活を営むことができる機会を保障するための法律。「合理的配慮」の概念はこの法律からであり、障害者権利条約に取り込まれた。
	リハビリテーション法 Rehabilitation Act	ウェブアクセシビリティと特に関連が深いのは第508条で、連邦政府が使用する電子・情報技術の開発、維持、調達の際における障害者がアクセス可能な技術要件を定めており、WCAG 2.0 レベルAAが参照されている。
欧州連合 EU	欧州アクセシビリティ法 European Accessibility Act	EU加盟国ごとのルールの違いによって発生していた障壁を取り除くために、共通のアクセシビリティ要件を定義し、市場における製品のアクセシビリティやサービスの機能を改善する目的の指令。

03 / アクセシビリティ対応ステップ

01 ゴール設定

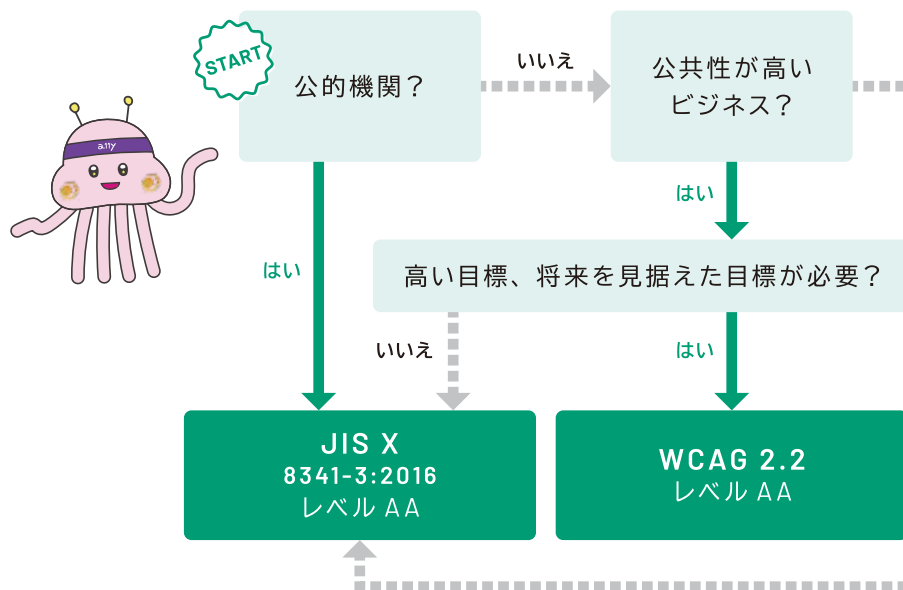
何のために取り組むのかというゴールを確認しましょう。

例えば、

- 公的機関としてサイトの必須要件だから
- 電気・ガス・水道・交通・金融・通信などの公共性が高いサービスを提供していて、公的機関と同等の品質が求められているから
- 海外展開していて、法的・社会的義務に対応したいから
- ブランディングの施策のひとつとして

などが代表的な理由やゴールとして挙げられます。

02 ゴールに合わせた基準・規格の選択



✎ 専門家に相談

公的機関・公共性が高い企業

総務省が公開している「みんなの公共サイト運用ガイドライン」で推奨されている、JIS X 8341-3:2016 レベルAAを選ぶことが標準的です。

国内で活動している民間企業

民間企業のサイトに対しては、公的機関のウェブサイトのように推奨されている規格はありません。JIS X 8341-3:2016 レベルAAを目標にすることが標準的ですが、将来を見据えてより高い目標（WCAG 2.2等）を選ぶことも可能です。

国際的なビジネスを行っている企業

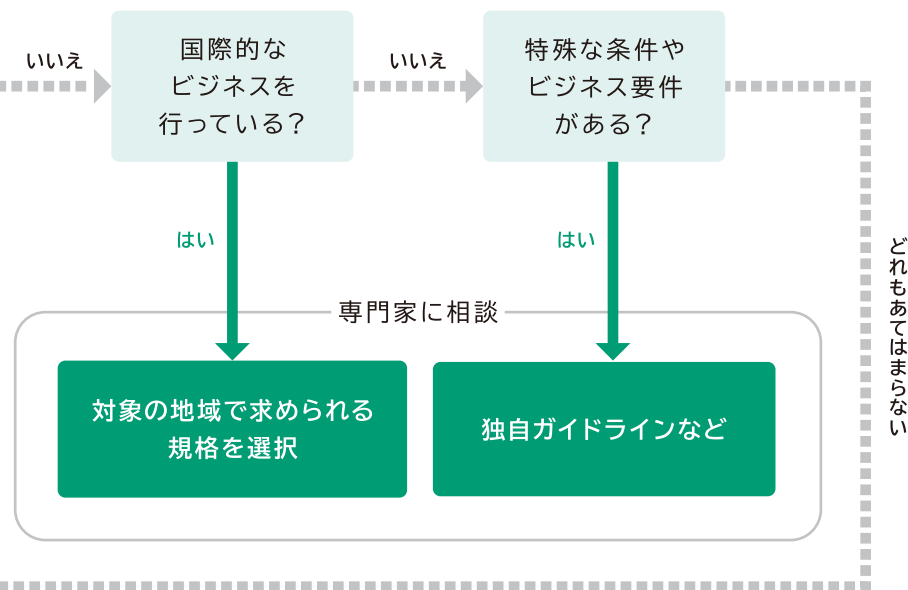
海外に拠点を持つ企業が法的義務に対応する必要がある場合は、法務担当者をはじめとした法の専門家と協力して確認しましょう。

最新の技術仕様

2024年10月現在、最新の技術仕様はWCAG 2.2です。JIS X 8341-3:2016よりも新しく、モバイルデバイスに対する内容や、より広い範囲の障害に対する達成基準が含まれています。



国際的なビジネスを行っている、より高い基準での施策を目指すといった場合は必ず法や経済など各分野の専門家に相談してください。



03 アクセシビリティ方針の作成

- 目標の実現に向けて、内容を具体化するためのもの
- 期間や対象範囲、達成条件などを明確にし、関係者の認識を揃える



JIS X 8341-3:2016を目標とする場合：

規格書「附属書JA（参考）ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上のプロセスに関する推奨事項」の「JA.1 企画」で指定された内容を明記する

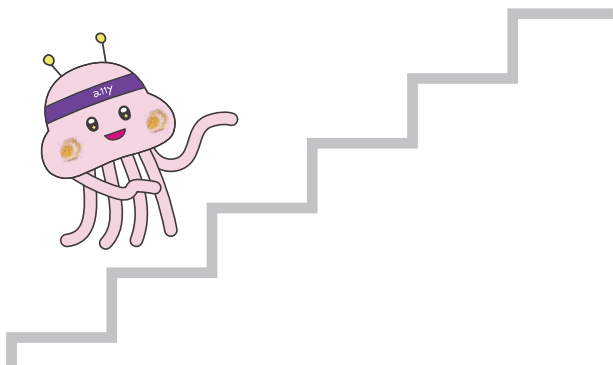
ウェブアクセシビリティ基盤委員会(WAIC)による「ウェブアクセシビリティ方針策定ガイドライン」参照
<https://waic.jp/docs/jis2016/accessibility-plan-guidelines/202112/>

04 対象範囲の決定

ウェブサイトでアクセシビリティを確保する範囲を確認します。

ウェブサイトは十数ページほどの小規模なものから、数万ページ以上に及ぶものなどボリュームはさまざまです。異なるドメインでウェブサイトを運営していたり、一つのドメインを複数のオーナーが管理していることもあります。ウェブサイト全体での確保が難しい場合は、範囲を区切って、段階的に対応するようにしましょう。

対象範囲を記載する場合は、ウェブサイトの名前やドメイン、URLなどを明示して、ユーザーが具体的な範囲を把握できるようにすることが最も重要です。



05 目標とする適合レベル及び対応度

規格への適合度を表すために**対応度**を明示する



「ウェブコンテンツのJIS X 8341-3:2016対応度表記ガイドライン - 2021年4月版」で定められている。

<https://waic.jp/docs/jis2016/compliance-guidelines/202104/>

準拠（じゅんきょ）

規格に対して達成基準に関する問題がまったくない状態であることを、適合試験によって証明した結果を表します。

適合試験の実施が必須

配慮（はいりょ）

アクセシビリティ方針の提示は求められますが、試験の実施や結果の表示は問われません。コンテンツが規格を使用して制作されたことを示します。

適合試験の実施が
必須ではない

対応度表記を用いるときは、WAICの「ウェブコンテンツのJIS X 8341-3:2016対応度表記ガイドライン」の「4.本ガイドラインを用いる際の表記事項」に従って記載するようにします。

記載例

本方針における「準拠」という対応度の表記は、情報通信アクセス協議会ウェブアクセシビリティ基盤委員会「ウェブコンテンツのJIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン - 2021年4月版」(<https://waic.jp/docs/jis2016/compliance-guidelines/202104/>)で定められた表記による。

04 / Q & A

Q

アクセシビリティ対応を行うと、どのようなユーザー層に影響がありますか？

A

視覚・聴覚障害を持つ方、高齢者、一時的な怪我や環境の制約を受けている人々、さらには初心者ユーザーなど、多くの人々にとって利便性を向上させます。

Q

専門的な知識がなくても、アクセシビリティ対応を進めることはできますか？

A

はい、専門的な知識がなくても適切な制作会社やパートナーと協力することでアクセシビリティ対応を進めることが可能です。信頼できるパートナーを見つけることで、必要な知識を補いながら、対応を行うことができます。

Q

アクセシビリティ対応を始めるには、どのようなステップがありますか？

A

まずは、適切な目標設定をすることが大切です。どの程度のアクセシビリティを達成したいかを明確にしましょう。目標に基づいて優先度をつけ、改善を進めていくことが大切です。

Q

アクセシビリティ対応にはどのくらいのコストがかかりますか？

A

サイトの規模や現状のアクセシビリティレベルによりますが、段階的に実施することも可能です。新規に制作する場合、設計の段階から考慮しておく、後々の対応コストを抑えることができます。

Q

アクセシビリティ対応をすると、デザインが制約されてしまうのですか？

A

必ずしもそうではありません。一定の制限は発生しますが、見た目も機能性も両立したデザインをすることも可能です。

Q

アクセシビリティ対応は一度行えば十分ですか？

A

一度の対応で終わりではなく、継続的な施策が必要です。技術の進化や新しいコンテンツの追加に合わせて、定期的に見直しを行う必要があります。

参考リソース

ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック | デジタル庁

<https://www.digital.go.jp/resources/introduction-to-web-accessibility-guidebook>

デジタル庁が提供するウェブアクセシビリティのガイドブック。ウェブアクセシビリティの基本的な概念、重要性、具体的な実践方法が詳述されています。すべてのユーザーが使いやすいウェブサイトを構築するためのガイドブックです。

みんなの公共サイト運用ガイドライン（2024年版）

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b-free/guideline.html

総務省による、公的機関ウェブサイト対象の、アクセシビリティ施策に関するガイドラインです。

ウェブアクセシビリティ基盤委員会

<https://waic.jp>

ウェブアクセシビリティの日本産業規格であるJIS X 8341-3の理解と普及促進を目的とした組織。アクセシビリティに関する情報やリソースを提供するサイトです。困ったときはまずここを見ましょう。アクセシビリティの基礎知識、ガイドライン、最新のニュースやイベント情報がまとめられており、幅広い情報が得られます。

ガイドライン | ウェブアクセシビリティ基盤委員会（WAIC）

<https://waic.jp/guideline/>

JIS X 8341-3:2016に関する解説、試験や対応度表記、発注に関するガイドラインなど重要文書が掲載されています。

JIS X 8341-3:2016 達成基準 早見表（レベルA&AA）

https://waic.jp/files/cheatsheet/waic_jis-x-8341-3_cheatsheet_201812.pdf

JIS X 8341-3:2016 達成基準早見表のPDFです。

altディシジョンツリー | Web Accessibility Initiative (WAI) | W3C

<https://www.w3.org/WAI/tutorials/images/decision-tree/ja>

W3Cによる代替テキストの入れ方・入れる内容の判断ポイントをまとめたものです。

ARIA Authoring Practices Guide | APG | WAI | W3C

<https://www.w3.org/WAI/ARIA/apg/>

W3CによるWAI-ARIAを用いた各UIのアクセシブルな実装例とその説明です。開発者は参照必須です。

Discord / ウェブアクセシビリティ

<https://discord.com/invite/ujJxXQj5Tj>

株式会社エスケイワードの高須さんが運営する、アクセシビリティのDiscordです。アクセシビリティについて情報交換・交流ができる貴重な場として大きく育っています。

accrefs

<https://accrefs.jp/>

Webアクセシビリティの参考資料をまとめたリンク集です。

porta1ly

<https://porta1ly.d-zero.co.jp>

「アクセシビリティをあたりまえに」を実現するために長年アクセシビリティに携わってきた制作会社の経験やノウハウを発信しています。



これらの参考リソースは
porta1lyのリンク集に掲載して
います。
<https://porta1ly.d-zero.co.jp/links>

アクセシビリティって何？-概要および基礎-

監 修： ゆうてん、@koide_neko
編 集・進 行： 岡 優希
表紙デザイン： 田村りな
誌面デザイン： おの れいこ